

# 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

## カワトク社員カード特約

### 第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社川徳(以下「川徳」という)と提携して発行するカワトク社員カード(以下「本カード」という)の会員(以下「本会員」という)については、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項(「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」を含む)に加え、本特約が適用されます。

### 第2条(個人情報の共同利用)

川徳は、川徳と個人情報の共同利用に関する契約を締結した川徳企業グループ及び関連企業(以下「共同利用会社」という)と、以下の個人情報を以下の利用目的で共同して利用します。なお個人情報の管理につきましては川徳が責任を負います。

#### [利用目的]

- 商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の案内
- マーケティング活動・商品開発
- 川徳の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

#### [共同利用する個人情報の項目]

- 本カード申込書に本会員が記載した本会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況
- 川徳における本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数

#### <共同利用会社>

- (株)かわとく壺番館 岩手県盛岡市菜園1丁目8番15号
- (株)グルトンカワトク 岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号
- (株)カワトクトラベル 岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号
- (株)川徳友の会 岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号
- (株)葡萄屋 岩手県盛岡市菜園1丁目11番11号

### 第3条(問い合わせ窓口)

川徳が保有する本会員の個人情報に関するお問合せや、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申出に関しましては、下記の窓口までお願いします。

株式会社川徳 お客様相談室  
〒020-8655 盛岡市菜園1丁目10-1  
電話番号 019-651-1111

### 第4条(特約の変更)

本特約は当社及び川徳所定の手続きにより変更することができます。

## カワトク社員カード規約

## カワトク社員カード特約

### 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社川徳(以下「川徳」という)と提携して、割引とポイントカード機能部分は川徳、クレジットカード機能部分は当社が提供するもので、カワトク社員カード(以下「本カード」という)と称します。

### 第2条(カードの発行)

お客様が、当社が定める本特約及びセゾンカード規約、並びに川徳が定めるカワトク社員バルクカード ポイント会員規約(以下「ポイント規約」という)を承認し、川徳及び当社(以下「両社」という)に本カードのご利用のお申込をさ

れ、両社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

### 第3条(カワトク社員バルクカード ポイント機能)

ポイントカード機能部分については、本特約及びポイント規約が適用されます。

### 第4条(弁済金等の支払方法等)

(1)セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加し、上記条項に下記の8号を追加します。

#### 記

⑧分割払い-商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額を支払いいただく方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。

- (例)現金価格 50,000円、10回払いの時
- 分割払手数料 50,000円×(5.0円/100円)=2,500円
- 支払総額 50,000円+2,500円=52,500円
- 各支払日の分割支払金 52,500円÷10回=5,250円

支払回数 (回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	9.0	10.0	10.3	10.8	10.9	11.1	11.1	11.2	11.2	11.2	11.1
現金価格100円当たりの手数料の額 (円)	1.5	2.5	3.0	5.0	6.0	7.5	9.0	10.0	12.0	15.0	18.0

(2)セゾンカード規約第7条(3)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。

(3)分割払いについては、セゾンカード規約第7条(2)⑦の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

### 第5条(早期完済の場合の特約)

会員が分割払いの場合に当初の契約のとおりにお支払いされかつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

### 第6条(届出事項変更の届け先等)

会員には、住所、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合、及び本カードについて紛失、盗難等が生じた場合、ポイント規約及びセゾンカード規約に基づき、両社にその旨届け出いただきます。

### 第7条(会員資格喪失時の特例)

(1)ポイント規約第9条に基づき会員資格を喪失した場合、当社の定める手続完了後にセゾンカードを発行いたします。

(2)セゾンカード規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、両社の定める手続完了後にカワトク社員バルクカードを発行いたします。

### 第8条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。